

東日本大震災 被災者の皆様へ

東日本大震災で被災され、四日市市へ居住された方を対象にさまざまな支援をおこなっていますのでご活用ください。

受入れ被災者総合相談窓口

電話 059 - 354 - 5234

開設時間：9時～17時（土曜・日曜・祝日は除く）

場所：危機管理室 市役所6階（四日市市諏訪町1番5号

近鉄四日市駅から東へ約700メートル）

【東日本大震災】避難者への支援一覧表

平成23年5月18日現在

事業名	事業内容	担当課	問い合わせ先 電話番号
総合相談窓口	避難者からの相談を受け、各種支援制度の案内をします。	危機管理室	354-5234
全国避難者情報システム	避難前自治体から見舞金などの各種情報を届けるため、避難者の現在の情報を任意に提供していただきますようお願いします。	危機管理室	354-5234
住居	市営住宅の提供	市営住宅課	354-8218
生活支援	見舞金の給付	四日市市へ避難し、1箇月以上居住(予定)している世帯に見舞金を給付します。 1世帯当たり8万円(単身世帯は4万円) 1回限りの給付	福祉総務課 354-8109
	住民票などの手数料の減免	住民票の写しや戸籍謄本等の諸証明にかかる手数料を減免します。	市民課 354-8152
	上下水道料金の減免	公営住宅等の無償提供を受け入居している避難者の上下水道料金を全額免除(6期 12カ月以内)します。	上下水道局 お客様センター 354-8355
	くみ取り手数料の免除	避難者のくみ取り手数料を免除します。	生活環境課 354-8191
	各種生活相談	相続や金銭貸借、契約、悪徳商法などの生活相談を受けます。 女性相談員による女性相談を受けます。 外国人避難者への外国語翻訳・通訳などを行います。	市民・消費生活相談室 男女共同参画課 文化国際課 354-8147 354-8331 354-8239
就労	空き店舗相談窓口	被災した事業者等が市内に出店しようとする場合に、空き店舗等の情報を提供します。	商業勤労課 354-8175
	貸し工場など相談窓口	市内の事業者等から貸し工場等の被災者支援情報を収集し、被災した企業が市内で事業再開を図ろうとする場合にその情報を提供します。	工業振興課 354-8178
	新規就農者支援	新たに農業を始める際の施設機械等の初期投資を補助します。 (補助率1/2、上限金額500千円)	農水振興課 354-8180
	農業関連雇用窓口	市内の農業者、団体等から受入等の被災者支援情報を収集し、就農を希望する被災者に関連情報を提供します。	農水振興課 354-8180

事業名		事業内容	担当課	問い合わせ先 電話番号
子育て	保育所への入所及び負担金(通常、特定、一時、病児、休日、延長)の免除	保育所へ入所した避難者(児童)の保育料を免除します。	児童福祉課	354-8172
	母子生活支援施設及び保育機能強化施設の利用料の免除	母子生活支援施設(菜の花苑)へ入所した避難者(児童)及び保育施設を利用した避難者(児童)の利用料を免除します。	児童福祉課	354-8172
	子育て支援ショートステイ利用料の免除	エスペランス四日市での子育て支援ショートステイを利用した避難者(児童)の利用料を免除します。	児童福祉課	354-8172
	あけぼの学園児童デイサービス利用料の免除	あけぼの学園通園部又は児童デイサービスを利用した避難者(児童)の利用料を免除します。	あけぼの学園	322-2714
教育	義務教育費の援助	被災児童生徒に対し、学業を始めるのに必要な学用品費を支給します。また、就学援助費の申請手続きにおいて、弾力的な運用を行います。	学校教育課	354-8250
	小中学校の就学事務	申請手続きを簡素化します。 (転出証明書など、必要書類の提出を猶予)	学校教育課	354-8250
	図書館の貸出券の発行	避難者(幼児・児童・生徒・保護者)に図書を貸出す場合、貸出券発行の住所確認等を簡略化します。	図書館	352-5108
	市立幼稚園への受入れ及び保育料の減免	被災園児について、幼稚園保育料を全額減免します。	学校教育課	354-8250
	こどものこころのケア	避難者(幼児・児童・生徒・保護者)の心のケアのため、担任教諭、養護教諭、スクールカウンセラー及び臨床心理士等が連携しながら相談支援を行います。また、必要に応じて家庭訪問を行い、個に応じた対応を図ります。	教育支援課 学校教育課 青少年育成指導室	354-8285
福祉・健康・保険・医療	老人福祉施設入所促進、利用料等の免除	介護保険料や、介護サービス利用料、特定入所者介護サービス費の自己負担分を免除することにより、被災者の入所促進や経済面等での支援を行います。	介護・高齢福祉課	354-8190
	障害者自立支援法に基づく各種障害福祉サービス利用料の免除	被災した障害者が各種障害福祉サービスを利用する際、利用料を免除します。	障害福祉課	354-8171
	国民健康保険料の減免	国民健康保険料を減免します。	保険年金課 (保険料収納室)	354-8160
	後期高齢者医療保険料の減免	後期高齢者医療の保険料を減免します。	保険年金課 (保険料収納室)	354-8160
	国民健康保険被保険者が医療機関を受診するときの一部負担金免除	国民健康保険被保険者が医療機関を受診するときの一部負担金を免除します。	保険年金課	354-8161
	後期高齢者医療被保険者が医療機関を受診するときの一部負担金免除	後期高齢者医療被保険者が医療機関を受診するときの一部負担金を免除します。	保険年金課	354-8161
	国民年金保険料の免除	国民年金保険料納付の免除申請を受け付けます。	福祉総務課	354-8163
成人保健・母子保健事業サービスの提供	予防接種など市が実施している各種成人保健事業及び母子保健事業を避難者に実施します。	健康づくり課	354-8187	

事業名	事業内容	担当課	問い合わせ先 電話番号
四日市市税の税金相談	市税の申告・納付等の期限の延長	青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の5県に住所地等のある納税者については、平成23年3月11日以降の市税の申告・納付等の期限を延長します。	市民税課 資産税課 収納推進課 354-8131 354-8136 354-8141
	市税証明手数料の免除	市税証明手数料を免除します。	市民税課 354-8131
	個人市民税の災害による減免	市民税の納税者(扶養親族を含む)の所有する住宅・家財が災害により損害を受けた場合、損害の程度、前年の合計所得金額に応じて軽減又は免除します。 災害により、死亡・行方不明又は障害者となった場合に市民税を軽減又は免除します。	市民税課 354-8132
	その他の特例措置	〔個人市民税〕 雑損控除の特例 住宅や家財の損失の金額については、選択により平成23年度の市民税において控除することができます。 雑損控除の繰越し可能期間が5年(通常3年)に延長されます。 〔軽自動車税〕 被災代替自動車に係る軽自動車税の非課税 災害により滅失・損壊した軽自動車等に代わる軽自動車等を取得した場合には、平成25年度までの軽自動車税が非課税となります。	市民税課 354-8132 354-8133
〔固定資産税・都市計画税〕 被災代替住宅用地の特例 被災した住宅用地に代わる土地を平成33年3月31日までに取得した場合には、住宅の建設がなされていない場合でも土地取得後3年度間は住宅用地とみなされ、税が軽減されます。 被災代替家屋の特例 災害により滅失・損壊した家屋に代わる家屋を平成33年3月31日までに取得した場合には、税額が6年度間減額されます。		資産税課 354-8134 354-8138	
その他四日市市以外からの支援	NHK放送受信料の免除	次の対象世帯のNHK放送受信料を免除します。 平成23年3月11日以降に災害救助法が適用された区域内において、 半壊、半焼または床上浸水以上の程度の被害を受けた世帯、避難の勧告、指示または退去命令を継続して1か月以上受けている世帯 免除期間は平成23年3月から8月まで。ただし、平成23年9月1日時点において、引き続き災害対策基本法に基づく避難の勧告、指示または退去命令を受けている場合は、その解除の日が属する月の翌月までとします。	NHK ふれあいセンター 0570-000588 (ナビダイヤル) ナビダイヤルが利用できない場合 050-3786-5109 平日 9:00-21:00 土日祝 9:00-18:00
	地デジチューナーの支援	次の対象世帯に簡易なチューナー1台を無償給付、アンテナなどの改修等を支援します。 平成23年3月11日以降に災害救助法が適用された区域内において、 半壊、半焼または床上浸水以上の程度の被害を受けた世帯、避難の勧告、指示または退去命令を継続して1か月以上受けている世帯	総務省 地デジチューナー支援 実施センター 0570-033840 (ナビダイヤル) ナビダイヤルが利用できない場合 044-969-5425 平日 9:00-21:00 土日祝 9:00-18:00

【東日本大震災】市内事業所に対する支援一覧表

平成23年5月18日現在

事業名	事業内容	担当課	問い合わせ先 電話番号
福祉	被災者入所受入支援事業 (高齢者)	東日本大震災で被災した高齢者を入所受入れした市内の福祉施設で入所者として受入れた法人に対し、入所者1人あたり5万円を支給する。	介護・高齢福祉課 354-8425
	被災者入所受入支援事業 (障害者)	東日本大震災で被災した障害者を入所受け入れした市内の福祉施設で入所者として受入れた法人に対し、入所者1人あたり5万円を支給する。	障害福祉課 354-8171
	被災者入所受入支援事業 (児童)	東日本大震災で被災した児童を入所受入れした市内児童福祉施設の法人に対し、入所児童1人あたり5万円を支給する。	児童福祉課 354-8172
雇用	被災者雇用奨励金	公共職業安定所を経由して、本市に避難している避難者を継続して3ヶ月以上雇用する事業主に対して、雇用者1人あたり10万円の奨励金を支給する。	商業勤労課 354-8175